

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理
②事務の概要	公営住宅法に基づき市営住宅を困窮する市民に対し低廉な家賃で賃貸を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を住宅困窮者に対して賃貸している。 ・特定個人情報ファイルは、入居管理に活用。
③システムの名称	Acrocity V3(行政基本、個人住民税、総合収納管理)、公住Manager、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項及び35の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の31の項及び54の項並びに内閣府総務省令第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条及び第28条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちなみ共創部 市営住宅課
②所属長の役職名	まちなみ共創部 市営住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-951-3262

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	建設管理部 市営住宅課 志慶眞 修	建設管理部 市営住宅課 玉木 玄一郎	事後	
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市役所 総務部 総務課 総務課市政情報センター	那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I-5.① 部署	建設管理部 市営住宅課	まちなみ共創部 市営住宅課	事後	
平成31年4月1日	I-5.② 所属長の役職名	建設管理部 市営住宅課長 玉木玄一郎	まちなみ共創部参事 兼 市営住宅課長	事後	
平成31年4月1日	I-8 連絡先	那覇市役所 建設管理部 市営住宅課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号	那覇市役所 まちなみ共創部 市営住宅課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号	事後	
平成31年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV-1	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV-2	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐づ	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-7	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-8	-	内部監査	事後	
平成31年4月1日	IV-9	-	十分である	事後	
令和2年2月1日	I-5.② 所属長の役職名	まちなみ共創部参事 兼 市営住宅課長	まちなみ共創部 市営住宅課長	事後	
令和2年2月1日	I-8 連絡先	那覇市役所 まちなみ共創部 市営住宅課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号	那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号	事後	
令和2年2月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity ver2(住宅管理)	Acrocity V3(行政基本、個人住民税、総合収納管理)、公住Manager	事後	
令和2年2月1日	しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日	令和2年2月1日	事後	
令和2年2月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月1日	令和2年2月1日	事後	
令和2年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那覇市 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センターG 電話:098-862-9930	那覇市 総務部 法制契約課 市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	

